

令和3年7月12日

### 令和3年度第3回福岡地方最低賃金審議会の開催について

標記の審議会を下記のとおり開催いたしますので、傍聴を希望される方は下記申込要領によりお申し込みください。

#### 記

1 日 時 令和3年7月27日（火）10時15分 から

2 場 所 福岡合同庁舎 本館8階 共用第9会議室  
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

- 3 議 題
- (1) 福岡県最低賃金について
    - ア 福岡県最低賃金専門部会について
    - イ 福岡県最低賃金決定要素に係る追加資料説明について
    - ウ 福岡県最低賃金の改正決定に関する関係労使等からの意見について
    - エ 令和3年度地域別最低賃金額改正の目安について
    - オ 最低賃金改正審議について
  - (2) 福岡県特定最低賃金について
    - ア 「福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、鉄鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会運営規程」「福岡地方最低賃金審議会 福岡県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金専門部会運営規程」「福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程」「福岡地方最低賃金審議会 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会運営規程」「福岡地方最低賃金審議会 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会運営規程」の一部変更について
    - イ 令和3年度特定最低賃金改正決定申出状況について
    - ウ 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
    - エ 福岡県特定最低賃金関係労使意見聴取実施要領案について
  - (3) その他

4 傍聴者 5名

#### 5 申込要領

- (1) 傍聴希望者は傍聴希望者ごとに、傍聴を希望される審議会の開催日、審議会名、住所、氏名、電話番号、FAX番号及び会社・団体等の所属を御記入のうえ、葉書又はFAXにて、下記の宛先までお申し込みください。なお、申込締切日は、

令和3年7月20日（火）必着

とします。

葉書の場合：〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階

福岡労働局 労働基準部監督課 賃金室 あて

FAXの場合：092-411-4875

- (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、後日連絡させていただきます。（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）
- (3) 当日、事前にお申し込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がありますので、御本人であることが分かるものを当日お持ちください。

#### 6 その他

- (1) 傍聴される場合には、別添の留意事項を遵守ください。
- (2) 審議会の開始時刻は、交通機関の事情等によって、遅れることもありますのでご了承ください。
- (3) 車椅子をお使いになれる方は、その旨お書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の御氏名も併せてお書き添えください。
- (4) 当日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴される方に限らず、開催会場のすべての入場者にマスクの着用を要請します。ついては、マスク未着用での入場をお断りする場合がありますので、必ずご自身でマスクを持参されますようお願いいたします。

【本件のお問い合わせ先】

福岡労働局労働基準部監督課 賃金室 電話：092-411-4578

## 傍聴される皆様への留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話、ポケットベル等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 4 静粛を旨とし、発言等審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 5 審議会委員等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することは御遠慮ください。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙は御遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き慎んでください。
- 9 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用は御遠慮ください。
- 10 銃刀類その他危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げる恐れのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 その他、会長及び福岡地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、これらの事項をお守りいただけない場合には、会長が退場を命ずる場合があります。

※福岡合同庁舎の入退館については、本館1階の受付で用件先（福岡労働局、福岡地方最低賃金審議会 8階共用第9会議室）を告げられた上、その後、係員の指示に従って下さい。

福岡地方最低賃金審議会事務局